

学長と法人の長を一致させる仕組みを法人化当時導入した経緯

◆国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

第十条 各国立大学法人に、役員として、**その長である学長**及び監事二人を置く。

第十一条 **学長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。**

◆学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第九十二条③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

⇒ 国立大学法人の学長は、「学校教育法上の学長」の職務と「法人の長」の職務の双方を担う

理由

- ① 法人化前より、学長において、副学長等の選考や一定の経費の執行等の意思決定を行うなど、大学運営について組織的自律性が一定程度確保されており、学長を中心とした組織運営体制の確立が進みつつあったこと
- ② 法人化により、高まった制度的自律性のもとで大学運営が進むよう、教育と経営の一体的な運営・合意形成を可能とする仕組みが必要であったこと

◆「新しい「国立大学法人」像について」(抄)

(国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議 (平成14年3月26日))

(法人組織と大学組織)

- 国立大学法人(仮称)については、①教学と経営との円滑かつ一体的な合意形成への配慮、②設置者としての国による大学への関与の存在、③従来からの国立大学の運営の実態、などを総合的に考慮し、効率的・効果的な運営を実現させる観点から、「大学」としての運営組織と別に「法人」としての固有の組織は設けない。

(役員)

- 学長は、法人化された大学の最終責任者として、法人を代表するとともに、学内コンセンサスに留意しつつ、強いリーダーシップと経営手腕を発揮し、最終的な意思決定を行う。

◆国会における審議

「今回の国立大学法人の制度設計でございますけれども、大学の長である学長と、同時に法人の長も一体的に位置づけるということで、大学と法人をいわば一体的なものに位置づけているということ、こういう整理をいたしておるわけでございます。私立大学では、法人と大学というのは完全に別のものでありますが、これを一体で考えている。」

(平成15年5月14日 衆・文部科学委員会 河村副大臣)

「指摘のように、法人化後の学長でございますが、教育研究面と経営面の両方の最終責任者として強いリーダーシップを発揮することが要請されるために、教育研究に関する高い識見とともに、経営面での優れた手腕を有しているということが求められるわけでございます。」

(平成15年6月10日 参・文教科学委員会 政府参考人(遠藤純一郎君))

◆国立大学法人法逐条解説

「国立大学法人法コンメンタール 改訂版」(国立大学法人法制研究会編著)(抄)

[国立大学法人法第十条の] 第一項に「その長である学長」との規定があるとおり、国立大学法人の長は学長とされている。

国立大学は、法人化前においても、学内の代表者で構成される評議会で選考がなされた学長が、国の一般的な施設等機関であれば設置者が有している権限(例えば、副学長等の部局長の選考、学長裁量経費の執行や委任経理金の管理等)も含めて意思決定を行うなど、大学運営について組織的自律性が一定程度確保されていた。

国立大学の運営については、「学長、学部長など執行機関の管理運営機能の強化を図るとともに、評議会や教授会などの審議機関についての在り方を見直し、執行機関との間の権限と責任の明確化、意思決定手続の明確化を早急に行う必要がある」(行政改革会議最終報告、平成9年12月3日)との指摘や、「大学の運営における権限及び責任の明確化」を含む国立大学の「組織及び運営体制の整備」を求める中央省庁等改革基本法の規定なども踏まえ、国立学校特別会計における「学長裁量経費」の計上(平成元年)、評議会・教授会の役割の明確化、運営諮問会議の法制化等の国立大学の組織運営体制の準備(平成11年)などの改革を通じて、学長を中心とした組織運営体制の確立が進みつつあった。

国立大学の法人化に当たっては、このような学長のリーダーシップ確立のために行われた法制度上の整備等を踏まえ、これらの成果をさらに発展・充実させる方向で制度が検討された。また、国立大学法人ごとに1つの国立大学を設置し、高まった組織的自律性の下で大学相互の競争的な環境の醸成や大学の個性化を目指すことを踏まえれば、国立大学法人において教育と経営の一体的な合意形成が可能となる仕組みが必要とされていた。これらのことから、学校教育法上「校務をつかさどり、所属職員を統督する」(第92条第3項)とされる学長について、法人を代表し、その業務を総理する国立大学法人の長としているのである。

※ [] 内の記載は文部科学省より追記